平成３０年（フ）第３０号
長崎県長崎市田中町395番地２　角アパート203号
債務者　船山　竜哉
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
石川県能美市浜開発町丁４番地１　榎の実102号、従前の住所石川県能美市大浜町ム７番地１　信開セルーラ寺井Ａ―1201号
債務者　仲本　一道（旧姓古瀬）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第４号
釧路市春採５丁目７番地20（住民票上の住所北海道標津郡中標津町字開陽24線北88番地２）
債務者　山崎八重子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第１３号
長崎県南島原市口之津町丙2008番地３、住民票上の住所長崎県南島原市口之津町丙1990番地
債務者　園田　清吾
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　真和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０３号
岐阜県大垣市長松町390番地３
債務者　小池富士子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
山形県寒河江市元町４丁目９番地の９
債務者　菅原　鉄也
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８号
福岡県行橋市泉中央４丁目10番６号
債務者　永丘　真純
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
静岡県磐田市豊岡5528番地１コーポはしもとⅡ―201号
債務者　稲垣　文彦
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
大阪市阿倍野区松虫通２丁目３番３号
債務者　山本　弘一
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６０３号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　今橋　雄太
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７３３号
大阪市東淀川区西淡路２丁目13番25号
債務者　岩井　　環（旧姓幸）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４５号
大阪市港区市岡元町３丁目12番17―912号
債務者　廣重　智也
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６０号
大阪市東淀川区豊里４丁目10番14号　第１西田ハイツ　302号
債務者　中野　　駿
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第５１号
埼玉県川口市上青木５丁目１番９号
破産者　株式会社栄商事
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
最後の住所　大分市角子原１丁目９番32号
破産者　被相続人亡姫野榮一相続財産
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３４号
茨城県水戸市酒門町2648番地２
破産者　有限会社太陽デンタル
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所